

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。  
令和3年12月24日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

（令和3年10月1日～10月31日受理分。記載順序は五十音順。）

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
小倉 順子	小倉じゅん子後援会	令和3年9月27日